

交通バリアフリー技術規格調査研究委員会報告書※の概要

1. 現在販売されているハンドル形電動車いすは、屋外利用を想定し、公共交通機関の利用を想定して設計されておらず、回転半径、重量等の制約から多くの鉄道駅では利用することが困難となっている。
2. ハンドル形電動車いすにより公共交通機関を円滑に利用するためには、
 - ①移動円滑化基準や整備ガイドラインで想定する基本的寸法を満たす回転性能、
 - ②小段差・溝の乗り越えのため介助者が持ち上げることを想定した取っ手、
 - ③介助時や緊急時に介助者が手押しで誘導することができるよう操作しやすいクラッチ等が具備された機器開発が行われることが望ましい。
3. 一方で、こうした機器の開発や普及には相当の期間を要することが想定される。それまでの間、公共交通機関の利用を必要とし日常の移動用具としてハンドル形電動車いすを用いている肢体不自由者が公共交通機関を利用できない状態が続くことは望ましくはない。
4. したがって、こうした者の移動を確保する観点から、公共交通機関の利用を想定した機器が開発されるまでの間、鉄道の利用については以下の条件が考えられる。（なお、現行の鉄道事業者の取扱を踏まえ条件を緩和することを妨げるものではない。）
 - ①利用者の属性に関する条件として、補装具給付制度によりハンドル形電動車いすの給付を受けている者
 - ②鉄道駅・車両の整備状況に関する条件として、エレベーターの設置等により段差が解消されワンルートが確保されている鉄道駅（ただし、乗降経路、車両内部の狭隘等の空間制約による当該駅の利用の可否は鉄道事業者が最終的に判断）
5. また、鉄道事業者において上記①に該当していることが容易に確認できるよう、ハンドル形電動車いすの使用者においては補装具交付決定通知書を携帯し、駅係員等への提示を行うことにより、利用が円滑にできるよう配慮する必要がある。

※ 交通バリアフリー技術規格調査研究委員会報告書の全体版については、国土交通省ホームページ（http://www.mlit.go.jp/barrierfree/030910_.html）に掲載されているので、そちらを参照されたい。

※ 交通バリアフリー技術規格調査研究委員会は、国土交通省から委託を受けた社団法人交通バリアフリー協議会の主催で開催され、有識者、消費者団体、公共交通事業者、医療福祉法人、各種団体、政府（国土交通省、厚生労働省、警察庁）等により構成された。